

## 令和8年度三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、避難路に面する既存のブロック塀等の安全対策に要する経費に対し、令和8年度の予算の範囲内において補助金を交付することについて、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 避難路等 住宅や事業所等から、三戸町内の小・中学校への通学路及び三戸町地域防災計画における避難所等へ至る経路をいう。
- (2) ブロック塀 組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀（門柱を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 専門家 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事をいう。
- (6) 建替え 既存ブロック塀等を撤去し、同敷地内に新たにブロック塀等を設置する工事をいう。
- (7) 除却 ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事をいう。
- (8) 耐震改修工事等 ブロック塀等の耐震化を図るために行う、耐震改修、建替え又は除却をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に存するブロック塀等の所有者等（所有者又はその親族であって、当該敷地を所有し、又は取得することを予定している者をいう。）
- (2) 町に納付すべき債務について滞納していない者

(補助対象塀)

第4条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 避難路沿道に存するもの
- (2) 専門家又は耐震改修工事等の施工業者による耐震診断の結果、不適合な項目があり、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (3) 道路面からの高さ（基礎を含む。）が1 m以上であるもの
- (4) 過去に三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定に基づく命令を受けていないもの
- (6) 国、地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受ける予定がないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事等に要する工事費とし、補助対象塀の総延長に対して1メートル当たり80,000円を乗じて得た額を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）又は240,000円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、耐震改修工事等の着工前に三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の案内図
- (2) 補助対象塀の配置図等（高さ、仕様、前面道路幅員、補助対象塀の位置及び距離を明示したもの）
- (3) 補助対象塀の所有者が申請者以外にもいる場合にあつては、工事同意書（様式第2号）
- (4) 専門家の設計図書（耐震改修の場合に限る。）
- (5) 現況写真（補助対象塀の状況が分かるものを2枚以上）
- (6) 工事見積書（内訳明細があるものに限る。）
- (7) 補助対象塀が存する敷地の所有者を確認できる書類（登記事項証明書等）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、補助金の交付を決定した

ときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

- 2 町長は審査等により、交付しないと決定したときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第6条の規定による申請の取下げは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付申請取下届出書（様式第5号）により行わなければならない。

- 2 前項の規定による取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第9条 第7条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更（軽微な変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものであって、補助金の額に変更を生じないものをいう。）を除く。）、中止又は廃止をするときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた補助金の額を増額することはできないものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第9条の規定による補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に係る報告は、当該事業完了後30日以内又は当該事業完了の日の属する町の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- （1）耐震改修工事等を実施した補助対象塀の高さ及び仕様を示した完成図等
- （2）工事の着手前から完了後までの状況が分かる工程ごとの写真及び全景写真
- （3）工事契約書の写し
- （4）耐震改修工事等に要した費用に係る施工業者からの請求書及び領収書の写し
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第10条の規定による通知は、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金の額の

確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金請求書（様式第10号）を、補助事業が完了した日の属する会計年度の3月15日までに提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 規則第15条の規定による返還命令は、三戸町ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（立入検査等）

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者から、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に建築物若しくは敷地等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 町長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象塀の耐震改修工事等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

第16条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、町長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第17条 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備付け、これらを補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(維持管理)

第18条 補助事業者は、本事業により耐震改修又は建替えを実施したブロック塀等については、適切に維持管理しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。